

容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編（対象実需給年度：2025年度）（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	27	<p>電源等情報の登録申込について、「注1：実需給年度が2024年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2025年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録します。」と記載されている。</p> <p>2024年度の電源等情報の登録にあたって提出済みの、「発電事業届出書」などの提出書類についても、今回貴機関にて引き継がれ、変更がなければ2025年度向けに改めての事業者側からの提出は不要との認識でよいか。</p> <p>特に、変動電源（アグリゲート）の提出書類については電源の数が多く、数万枚におよぶ資料を2024年度向けで提出済みであるため、改めて2025年度向けの資料として全資料の提出が必要なのか、あるいは前回からの変更分のみでよいか、確認させていただきたい。</p>	<p>電源等情報に登録済（提出済）の提出書類も引き継がれますので、再提出は不要です。</p> <p>変動電源（アグリゲート）のシステム外での提出書類については、すでに前年度に提出されていて前回からの変更がないものにつきましては再度ご提出いただく必要はございません。</p>
2	62	<p>「注7：提出書類については、登録項目の記載箇所にマーキングしていただくようお願いいたします。」とあるが、例えば変動電源（アグリゲート）の「再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内」のように、登録項目の記載箇所が明らかな場合はマーキング不要と考えてよいか。例外なくマーキングが必要となると、多大な時間を要するために確認させていただきたい。</p>	<p>登録項目の記載箇所が明らかな場合はマーキング不要です。一つの証憑に複数電源が記載している場合で該当する電源を明確にする意味でマーキングを求めています。</p>
3	68	<p>小規模変動電源リストについて、他の提出ファイル名（期待容量諸元、ビジネスプラン申請書等）については、修正回数等に関するファイル名の命名規則が定まっているのに対し、このリストについてはファイル名の修正回数に関する命名規則の説明がありません。統一的に命名規則について記載をいただくか、設定をいただくか、ご対応頂きたくお願いいたします。</p>	<p>小規模変動電源リストのファイル名の修正回数に関する命名規則を以下の通りとし、追記します。</p> <p>「エリア_小規模変動電源リスト_事業者コード_対象実需給年度_小規模変動電源リスト単位の系統コード_A枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R改訂回数.xlsx」</p>
4	73	<p>属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果について、様式およびその作成者について、明らかにいただけますでしょうか（これまでの属地TSOとの簡易指令システム接続試験ではこれらの試験成績書は作成がありません）。</p>	<p>今後は性能確認試験結果が一般送配電事業者により作成されます。様式は各一般送配電事業者の作成した様式にて提出願います。様式の詳細については各一般送配電事業者にお問い合わせください。</p>
5	74	<p>網掛け注釈として、個々の電源等情報は2023年2月までに登録とありますが、具体的にはどのような情報の登録が必要になるのか、示していただけますでしょうか。</p>	<p>発動指令電源の電源等リストに記載する具体的な内容につきましては、今後発行する業務マニュアル 実効性テスト編でお示しいたします。</p>